

の是である。北陸七國志に、吾妻野に着き天神山に陣を取つたといふものも同じい。

テンジンマチ 天神町 金澤の町名。町内に田井天神の社(今椿原神社)あるを以て町名とした。従来社前より柿木町の入口までの間を呼んだが、明治四年四月戸籍編成の時から、社の横通り金浦町を天神町一丁目とし、夫れより二丁目・三丁目を經て馬坂の下邊を四丁目とした。

テンジンヤマジヨウ 天神山城 江沼郡敷地にあつた。織田軍記天正四年の條に、戸次右近は敷地の天神山に取出の城を構へ、備を張置き、日々一揆と合戦したとある。江沼志稿に、菅生石部神社の神領に三峰あつて、中山・御萬燈山・三之丞山といふとある。そのうちであらう。

テンスウジ 天崇寺 珠洲郡森腰に在つて、曹洞宗に屬し、正保四年石川郡桃雲寺骨外の開削に係る。

テンスウモクロク 田數目錄 ↓ノトノクニデンスウモクロク 能登國田數目錄。ノトモロハシデンスウモクロク 能登諸橋田數目錄。

テンセイイサン 典制彙纂 十二冊。萬治乃至天保間の法令布達を類聚したものである。

テンセンジ 傳泉寺 石川郡大野に在つて、眞宗東派に屬する。

テンセンソミヨウ 天先祖命 曹洞宗の僧。加賀に生まれ、十六歳で出家し、天鷹祖祐に尾張正法寺に師事し、應永十年八月同國雲興寺に住し、十八年正法寺に移り、文安中祖父江氏の請によつて慧日寺を開き、自らその第

一代に居り。長祿二年八月四日八十七歳を以て寂した。

テンソ 田租 藩初に於ける田租の賦課率は、三分の二を地頭の所得とした。前田利家の長連龍に與へた書中に、『三分二は地頭へ令收納、三分一を百姓徳分に可致候。』とあるものは是である。天正十五年五月利家が珠洲郡直郷西方寺村に與へた年貢勘定狀には、草高五十八俵七升を三免引として、その中四十俵二斗二升九合を定納とすることを記してある。この場合一俵は三斗であり、免は百姓の作得割合を示したので、七公三民である。寛永の初年頃は利家の頃よりも緩かであつたらしく、越中礪波郡三清村の百姓の手記した御改作聞書に、『吾在所三清村にても、高免は五二一俵、下免は三三歩一俵』とあつて、この免は公納の率をいうたのである。しかも當時は檢見によつて年々の豊凶を實査し、免相を増減したのであるから、地頭と百姓との交渉頗る煩雜であつた。是を以て利家の晩年慶安・明暦の交に至つて、所謂改作法を施行して、租法を一變することになつた。↓カイサクホウ 改作法。

テンダイシユウジン 天台宗寺院 加賀藩に於いては、東照宮・梯天宮の社僧が天台宗に屬してゐた外、西養寺を頭寺として、之に屬するもの藩末に十二ヶ寺あつた。その外天台律宗に頭寺として西方寺があり、その觸下が二ヶ寺ある。大聖寺藩には一ヶ寺も見なかつた。

○加賀藩 東照宮社僧 神護寺 金澤西町。城内東照宮供米百二

十石。社僧東叡山常照寺兼帶に付、安住寺・出雲寺・最勝寺下裁許を勤む。

梯天神社僧 能美郡梯村拜領地。社領百石

觸頭 西養寺 金澤卯辰拜領地

安住寺 金澤野田寺町拜領地

翠雲寺 金澤野田寺町拜領地

藥王寺 金澤蛤坂拜領地

常光寺 金澤三社拜領地

顯正寺 金澤卯辰拜領地

感應寺 金澤卯辰拜領地

最勝寺 金澤卯辰拜領地

乘龍寺 金澤卯辰地子地

出雲寺 石川郡廣岡村寄進地

道入寺 石川郡宮腰町地子地

西照寺 河北郡横山村拜領地

高勝寺 珠洲郡寺家村拜領地。寺領七十

五石内二十五石修理料

○天台律宗

觸頭 西方寺 金澤泉寺町拜領地

西方寺觸下 來教寺 金澤卯辰地子地

養清寺 石川郡泉野出村地子地

テンダイダイシコウ 天台大師講 羽咋郡の日蓮宗寺院では、十二月廿四日に之を營む。此の日兒童は寺院より白木の箸をもらひ、それを書籍の葉として用ひ、學力の進歩を祈る。

蓋し天台大師の名が智者であるからであらう。

テンダイベツイン 天台別院 別院はもと一寺に屬する別區畫の建築の稱であつたが、天台・眞言の繁盛して、大小寺院の諸國に起るに及び、その主なるものを優遇して、別院の稱を興へることになつたと見える。元慶二年八月十三日勅して、加賀國石川郡止觀寺を以て天台別院としたといふ如きは即ち是である。

テンチヨウジ 天長寺 承應二年臨濟宗の僧蘭山之を金澤才川河原町の後に建て、萬歲山又は道法山と號したが、後藩の用地となつた爲、萬治二年三社常光寺附近に移り、寛文十一年更に泉野寺町に、十二年卯辰傳燈院の向かうに轉じたが、終に無住無檀の爲に廢寺となつた。

テンチヨウジ 傳長寺 河北郡藥師に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十二年五月寺號の公稱を許された。

テンチワリ 田地割 加賀藩特殊の農法で、基盤割ともいふ。一村内田地の地味に不良の差を生ずる時は、百姓の持高と收穫との割合不同となるを以て、之を平均せしむべく各自耕作の田地を割り改めしめることをいふ。この制は寛永十九年に初つた。併し田地割は一面精農を奨勵する所以にあらざるが故に、元祿十六年には、川崩等により持高を失うた百姓ある如き場合以外は、之を施行せざるを通過とした。後又改めて、二十年を経ざれば田地割を行はざるも、變損によりて地味に差等を生じたる時は、年限に滿たざるも之を行ふことを許し、又甚だしく長期に亘つて行は